

## 意見公募結果の公表

### 1 規則及び審査基準の題名

金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例施行規則

金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例に係る審査基準

### 2 規則及び審査基準の案の公示日

平成 20 年 6 月 17 日

### 3 規則及び審査基準に係る提出意見を考慮した結果及びその理由

No	意見の概要	意見を考慮した結果及びその理由
1	<p>道路消雪は許可しても良いのではないかと。</p> <p>-----</p> <p>通行量の多い道路及び交差点は許可対象になるか。</p> <p>-----</p> <p>坂道は許可対象になるか。</p> <p>-----</p> <p>通学路は許可対象になるか。</p>	<p>通行量、道路の形態、利用状況等、個別の理由で許可をすることはありません。</p>
2	<p>既設消雪用井戸に代えて新たに消雪用井戸を設置する必要があるときは、採取量の抑制に向けた措置が必ず必要なのか。</p>	<p>地下水採取量を削減するための措置を講じる必要があります。</p>
3	<p>消雪組合が保有している井戸設備はほとんどが一斉散水方式であり、交互散水方式へ変更した場合に補助はあるか。</p>	<p>町内会、商店会、消雪装置利用組合等が設置後 10 年を経過した消雪装置を改修する場合は、金沢市消雪装置設置費補助金交付要綱に基づく補助があります。</p>

4 意見公募手続きを実施した審査基準案と定めた審査基準との変更箇所及びその理由

定めた審査基準	意見公募時の審査基準
<p>第3 規則第5条第3号に規定する市長が認める場合とは、次の各項のいずれかとする。</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 金沢市消雪装置設置費補助金交付要綱(昭和47年告示第50号)に基づく補助対象となる消雪装置である場合</p>	<p>第3 規則第5条第3号に規定する市長が認める場合とは、次の各項のいずれかとする。</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p>

<変更の理由>

金沢市消雪装置設置費補助金交付要綱で、地下水方式の消雪装置の改修に係る補助金の交付を認めているため。

5 その他の提出意見

(1/2)

No	意見の概要
1	<p>防災目的の井戸の設置は可能か。</p> <p>-----</p> <p>農業用や公園の井戸は許可対象になるか。</p> <p>-----</p> <p>冬場に使用しない井戸は許可して欲しい。</p>
2	地盤沈下の実感がない。規制地区を設ければどうか。
3	井戸を掃除して採水効率を上げれば、地下水位の低下が少なくなるのではないか。
4	地下水位が上がって井戸が自噴したり、家の壁や敷地から水が出るという被害があります。冬場に地下水位は低下するが、全体の地下水は増えているのではないか。
5	<p>金沢市全域に帯水層別の水位変化や地盤沈下量を測定できる施設はあるのか。</p> <p>金沢市には条例の施行による地盤沈下の状況を観測及び解析する義務があり、今の施設数では少ないように思われる。今後整備する計画はあるか。</p>
6	地下水位の観測設備を充実し、異常な地下水位の低下時には、市民へ注意報や警報を発令する必要があるのではないか。また、そのようにする計画はあるか。
7	<p>地下水の涵養はされているか。</p> <p>-----</p> <p>冬場の田んぼに水を張れば地下水の低下が少しでも防げるのではないか。</p>

8	かん養対策に対する設備や整備をする場合に、金沢市として補助規定を策定すべきではないか。また、検討はされているのか。
9	現在設置されている井戸で新たに条例対象井戸となるものは、条例施行日から 60 日以内に届出書の提出が必要となっている。そのため、さく井協会会員への問い合わせが増加する可能性があるが、60 日を越えた場合に救済はあるのか。
10	条例第 1 条(目的)として、地盤沈下の先に地下水の保全と水質の維持があっても良いのではないか。
11	条例第 2 章の地下水の採取抑制については、地下水が公共財であるかどうかの定義を示すことが肝要ではないか。
12	条例第 19 条に透水性舗装の実施とあるが、実際に施工されている区間では雪の降り始めは路面凍結が激しく危険である。また、降雪時は消雪装置の水を路面が吸収してしまい、消雪の役目を果たしていない。
13	規制には反対です。
14	水量測定器の設置工事は、さく井協会会員が行えるか。また、市の認定施工業者等の資格が必要か。
15	地下熱を利用した消雪が有効ではないか。 ----- 地中熱を利用した消雪装置に切り替えるという考えはあるか。また、施工時に補助等の考えはあるか。
16	井戸の文化がなくなる気がする。 ----- 自宅の井戸を手押しポンプに替えた。風情があり、地下水の保全にもなる。
17	温泉は規制対象外であるが、温泉を消雪に利用したり、マンションで使用する場合は規制しても良いのではないか。
18	さく井で生計をたてているが、今後どうなるのか心配です。

以上につきましては、貴重なご意見として今後の環境行政に活かしていきたいと思っております。